

佐賀県森林作業道作設指針

制定 平成23年3月30日林業第1296号

改正 平成25年3月29日林業第1987号

第1 目的

この指針は、森林作業道の構造及び管理に関する基本的事項を示し、森林の管理経営上適正な森林作業道の整備を図ることを目的とする。

第2 適用

森林作業道の整備にあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号 林野庁長官通知）により行うものとし、定めのない事項については本指針により整備するものとする。

第3 幅員

幅員は、森林作業道作設指針に基づき、原則として2.5mから3.0mとする。
ただし、傾斜区分又は作業システムに応じ、2.0mとすることができる。

第4 曲線等

森林作業道の屈曲部は、曲線形とし、原則としてスイッチバックは設けないものとする。
ただし、地形、その他の理由によりやむを得ない場合には、曲線箇所をスイッチバック構造とすることができるが、その場合においても、地山への追い込みや全切りにすると切土高さが高くなり崩壊の原因となる恐れがあるため、線形を谷側にせり出すなどして切土高さを低くする。
なお、この際の盛土についても段切りを行いながら、履帯による転圧を十分行うなど盛土を堅固に作るものとする。

第5 切土

- (1) 切土高さは1.5m程度以内を標準とし、切土勾配については土の粘性、雨滴による切土法面の浸食等を考慮し直切とすることができる。
- (2) 除根した根株については、盛土法面保護として利用、または、施工区域外の安定した場所に設置し集材作業や森林の管理に支障を及ぼさないようにするものとする。
なお、路体への埋設はしてはならない。

第6 盛土

盛土法面保護工として、はぎとり表土を利用する場合であっても、1回の盛り立て高さは30cm以内とし、水平に盛り立て、転圧を行うものとする。

第7 簡易構造物

丸太組の積み上げ勾配は3分程度以上とする。また、控え木は幅員の3分の2以上の長さを基本とする。

第8 排水施設

路面の横断勾配は水平を基本とするが、路肩部の盛り上げ等により排水の妨げをしないようにしなければならない。

なお、水平区間や直線区間など走行車両のスリップ等の危険性がない箇所であって、波型勾配や横断排水施設等による分散排水が困難な場合に限り、5%以下の横断勾配を設け、谷側を低くして分散排水を行うことができる。

第9 森林作業道の取り付け

森林作業道と他の道路の取り付けは、必要に応じ、左右に通行できるようにするものとする。

第10 伐開

(1) 岩盤や大転石の露出等により線形を変更する場合もあるため、特段の制約がない限り、先行伐開の延長は概ね30m以内とする。

(2) 崖錐や花崗岩等で粘着性が低い土質の場合は、立木が風に揺られて崩壊の原因とならないよう、切土の法頭から1m程度の範囲の伐開を行うものとする。

ただし、切土高さが特に低く、崩壊の恐れがない場合はこの限りではない。

(3) 伐開後に残った立木については、開設作業等により損傷を与えないように留意するとともに、必要に応じて保護を行うものとする。

第11 管理者

森林作業道の管理者は、森林の所有者または森林を使用収益する権限を有する者とする。

第12 車両の通行に関する措置

管理者は、通行の安全を確保するため必要がある場合には、次の措置を取るものとする。

(1) 車両の通行の禁止または制限

(2) 乗車または積載の制限

(3) 速度の制限

(4) その他構造物の保全、または通行の危険防止のための必要な事項

第13 台帳の整備

管理者は、1路線毎に森林作業道台帳（別記様式）を2部作成し、1部を県に提出するものとする。県は、森林作業道台帳を農林事務所に備え、計画書等と対比して実行状況を点検するとともに、森林作業道開設後の維持管理等の指導にあたるものとする。

この指針は、平成24補正予算（緊急経済対策）に係る事業から適用する。

別記様式

森 林 作 業 道 台 帳

市 町

台帳整理番号		路線名			所在地		郡 町 市 大字 地内				
森 林 作 業 道							管 理 者				
年度	開設延長	幅員	事業費	査定係数	補助金	接続道路の状況			名称	所在地	
	m	m	円		円	区分	路線名	幅員	管理者名	実施主体	
										名称 所在地	
										制札・標柱 有・無	
										ゲートの有無 ゲート 有・無	
事業名		造林種別	実 績							受 益 者	
			年度	年度	年度	年度	年度	計	住所	氏名	
保安林等	種類	面積	h a	所有者 氏名	作業許 可等	申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日		
備考											

- (注) 1. 「接続道路の状況」の区分欄は、国道、市町村道等とする。
 2. 制札・標柱・ゲートの有無欄は、該当するものを○で囲む。
 3. 備考欄には、災害やトラブル等があった場合に、実施主体、管理者等に対して行った指導状況等を記入する。